

### **III 第一次募集（全日制・定時制課程）**

#### **1 第一次募集の実施**

- (1) 全ての高等学校は、学校・学科の特色に応じて、学科・コースの募集単位（以下「募集単位」という。）ごとに、求める生徒像、選抜方法（共通選抜、特色選抜の選抜順序及び募集割合等）を所属教育委員会教育長に申請し、承認を受ける。
- (2) 共通選抜の募集割合は、募集定員の50%～90%とする。ただし、体育及び美術に関する学科並びに定時制課程においては10%～90%の範囲内で設定する。
- (3) 特色選抜の募集割合は、募集定員の10%～50%とする。ただし、体育及び美術に関する学科並びに定時制課程においては10%～90%の範囲内で設定する。
- (4) 募集割合の設定は、5%区切りとする。
- (5) 併設型中高一貫教育を実施する仙台二華高等学校及び古川黎明高等学校における共通選抜、特色選抜の募集割合は、併設中学校からの入学予定者を除いた人数に対して設定する。
- (6) 各高等学校の募集単位ごとの求める生徒像、選抜方法（共通選抜、特色選抜の選抜順序及び募集割合等）については、「求める生徒像・選抜方法一覧」で公表する。

#### **2 出願資格**

第一次募集に出願できる者は、「I 募集及び出願」の「2 出願資格」（4 頁）による。ただし、県外の国公立高等学校に合格した者は出願することができない。

#### **3 出願制限**

- (1) 出願できる高等学校、課程、学科及びコースは、一つに限る。
- (2) 複数の学科・コースを併置する高等学校にあっては、当該校の他の学科・コースを第2志望とすることができます。

各高等学校の第2志望とすることを認める学科・コースについては、「求める生徒像・選抜方法一覧」で公表する。

## 4 出願手続

### (1) 出願書類

イ 志願者が用意するもの —————

#### ① 入学願書及び写真票

入学願書には、入学者選抜手数料として、県立高等学校志願者にあっては県立学校条例（昭和39年条例第16号。以下「県立学校条例」という。）で定める額の宮城県収入証紙（全日制課程は2,200円、定時制課程は950円）を貼付すること。ただし、**収入証紙に消印、割印しないこと。**

市立高等学校志願者にあっては、仙台市学校条例（昭和39年仙台市条例第15号。以下「仙台市条例」という。）又は石巻市立学校の授業料等徴収条例（平成20年石巻市条例第38号。以下「石巻市条例」という。）で定める額の手数料（全日制課程は2,200円、定時制課程は950円）を金融機関に納入し、仙台市立高等学校志願者にあっては**納入通知書兼領収書**を、石巻市立高等学校志願者にあっては**納入通知書兼領収証書**を、願書裏面に貼付すること。

ロ 中学校が用意するもの —————

#### ② 調査書（様式B）

調査書の記載内容等について特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、平成30年3月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書をもつて調査書に代えることができる。

#### ③ 出願者一覧表（様式C） 1通

#### ④ 受験票等送付用封筒 1枚

角形2号封筒に、**簡易書留速達郵便料金分**の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。ただし、受験票の郵送を希望する場合のみ提出すること。

#### ⑤ 結果通知用封筒 1枚

角形2号封筒に、**簡易書留速達郵便料金分**の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。ただし、**第一次募集結果通知書（様式G）**及び**合格通知書（様式H）**の郵送を希望する場合のみ提出すること。

### (2) 出願書類の提出方法

第一次募集志願者は、上記(1)の①を中学校長へ提出する。中学校長は提出されたものに②～⑤を加えて高等学校長に提出する。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は簡易書留とし、封筒に「第一次募集願書在中」と朱書すること。

(注意) 上記(1)の①～⑤の出願書類（貼付の宮城県収入証紙又は金融機関に納入した手数料のほか、返信用の切手も含む。）は、高等学校においていったん受理した後は、出願期間内であっても返還しないので注意すること。

(3) 出願受付

- イ 出願書類を受理した高等学校においては、受験番号を付した受験票を交付する。
- ロ 県外からの出願については、**宮城県公立高等学校出願承認書（様式L）**の写しが添付されていることを確認の上、受理すること。

(4) 受験票の受領

出願者は、中学校長から受験票を受け取る。

(5) 県境隣接

中学校長は、県境隣接協定による志願者について、その住所を同協定の定めるところに基づいて確認し、適正を期す。

## 5 県外からの出願

県外からの出願については、「VII 県外からの出願」(24頁)による。

## 6 出願期間

出願受付期間は、**2月13日（火）から2月16日（金）まで**とする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、締切日の**2月16日（金）**は**午前11時**までとする（郵送する場合であっても、**2月16日（金）午前11時までに必着のこと。**）。

## 7 出願者数等の報告

高等学校長は、**2月16日（金）午前11時の出願締切後直ちに**、第一次募集出願者数等（募集単別）を県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあっては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に報告する。

## 8 学力検査

- (1) 学力検査は、**3月5日（火）**に各高等学校において実施する。
- (2) 学力検査を実施する教科は、国語、数学、社会、英語及び理科とする。
- (3) 学力検査の日程は、次の表のとおりとする。

時 間 月 日	8:30	9:05	9:55	10:15	11:05	11:25	12:15	13:00	13:50	14:10	15:00
3月5日（火）	受付確認 諸注意	[1] 国 語		[2] 数 学		[3] 社 会	昼 休 憩	[4] 英 語		[5] 理 科	

- (4) 学力検査を受ける際、分度器（分度器機能付きの定規を含む。）の使用や計算、翻訳、辞書、通信等の機能を有する機器類（スマートフォン・スマートウォッチ等を含む。）の使用は認めない。その他、アラーム音を発するなど検査の公正を欠くおそれのある物も同様とする。指示に従わない場合は不正行為とみなす。
- (5) やむを得ない理由により学力検査及び面接等を分校において実施する高等学校にあっては、その旨を**11月10日（金）**までに県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に申請し、承認を受ける。

## 9 面接、実技、作文

- (1) 全ての高等学校は、募集単位ごとに、それぞれの特色に応じて、面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）、作文（以下、「面接等」という。）を実施することができる。
- (2) 面接等は**3月5日（火）**の学力検査終了後又はその翌日の**3月6日（水）**に各高等学校において実施する。
- (3) 面接等の実施日、実施時間等については各学校で定め、受験票交付時に当該高等学校長から中学校長を通じて、受験者に通知する。
- (4) 面接等を実施する高等学校は、問題作成委員会を設置し、組織的、計画的に問題作成及び点検を行うこと。また、出題の形式、内容、配点及び実施時間等について、適切なものとなるよう考慮すること。
- (5) 面接は、複数の担当者で実施し、実施に当たっては、客観的かつ公平であるよう考慮すること。

## 10 追試験

### (1) 追試験の実施

第一次募集検査日当日に学力検査又は面接等をやむを得ない事由により受験できなかった者に対する受験機会の確保のために、追試験を実施する。

### (2) 対象者

イ 追試験は、第一次募集検査日当日に学力検査、面接等を欠席した者で、次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

(イ) インフルエンザ等の感染症等の罹患者及びその症状のある者

(ロ) その他やむを得ない事由のある者

ロ 学力検査と面接等を別日程で実施する高等学校において、いずれかの日程を欠席した場合には、欠席した日に実施された学力検査や面接等についてのみ追試験を実施する。

ハ 学力検査を1科目でも受験した場合には、学力検査の追試験を認めない。

### (3) 実施日

イ 学力検査は、**3月8日（金）**に実施する。

ロ 面接等は、**3月8日（金）**又は**3月11日（月）**に実施する。

(4) 実施方法

- イ 追試験における学力検査及び面接等は、第一次募集に準じて実施する。
- ロ 追試験においては、学力検査と面接等を同一日に実施することも可能とする。
- ハ 面接等の実施日、実施時間等は、当該高等学校長から中学校を通じて、受験生に通知する。

(5) 実施会場

受験生が出願した高等学校において実施する。

(6) 実施上の手続き

- イ やむを得ない事由により第一次募集の学力検査及び面接等を受験できなくなった受験生は、在籍する中学校長へ速やかに電話等で申し出る。
- ロ 当該中学校長は、追試験の必要があると認めた場合には、**第一次募集検査日の午後4時までに**、出願先高等学校長へ電話等で連絡する。
- ハ 当該中学校長は、**3月7日（木）午後3時までに**、**追試験申請書（様式T-1）**に証明書類等を添付し、出願先高等学校長へ持参又は郵送する。
- ニ 申請書及び証明書類等（以下「申請書類」という。）を受理した高等学校長は、申請書類を審査の上、追試験の承認の可否を判断し、その事由がやむを得ないものと認めた場合は、速やかに当該中学校長宛てに**追試験受験許可証（様式T-2）**を持参又は郵送する。
- ホ 追試験受験を認められた受験生は追試験当日、受験票及び**追試験受験許可証の写し**を受付で提示し、受験する。
- ヘ 追試験に關係する書類の送付については、事態の緊急性に鑑み、まずFAX等で送付し、その後、速やかに持参又は郵送することとする。

## 11 選抜

- (1) 選抜は、調査書、学力検査の結果に基づいて選抜する共通選抜と、調査書、学力検査の結果及び面接等の結果に基づいて選抜する特色選抜の2つの選抜方法により行う。
- (2) 共通選抜と特色選抜の選抜の順序・方法等については、「求める生徒像・選抜方法一覧」による。
- (3) 共通選抜
  - イ 調査書点は、調査書の「1 各教科の学習の記録」の音楽、美術、保健体育及び技術・家庭の4教科の評定値を2倍にして、国語、数学、社会、英語及び理科の評定値と合計して算出する。
  - ロ 学力検査点は、国語、数学、社会、英語及び理科の学力検査の得点の合計点とする。
  - ハ 高等学校長は、調査書点と学力検査点の満点を原点とした相関図を用いて選抜する。このとき、あらかじめ届け出た調査書点と学力検査点の比重に基づき、その両方の満点により近い者を上位とし、上位の者から審査し、共通選抜の募集人数分を選抜する。ただし、体育及び美術に関する学科にあっては、実技の評価を選抜資料に加えて選抜することができる。

なお、相関図での調査書点と学力検査点の比重は、各高等学校が募集単位ごとに次の割合の中から定める。

比 重	調査書重視	同等	学力検査重視
調査書：学力検査	7 : 3	6 : 4	5 : 5

#### (4) 特色選抜

イ 調査書点は、調査書の「1 各教科の学習の記録」の各教科・各学年の評定を、各高等学校が募集単位ごとに、教科ごと、学年ごとに定めた倍率を用いて算出する。

倍率は、国語、数学、社会、英語及び理科について0.25、0.5、0.75、1.0、1.25、1.5、1.75、2.0から、音楽、美術、保健体育及び技術・家庭については0.5、1.0、1.5、2.0、2.5、3.0、3.5、4.0から定める。ただし、不登校生徒を積極的に受け入れるために、この倍率未満に設定することができる。

ロ 学力検査点は、国語、数学、社会、英語及び理科の学力検査の得点を、各高等学校が募集単位ごとに、教科ごとに定めた倍率を用いて算出した得点の合計点とする。

倍率は、0.25、0.5、0.75、1.0、1.25、1.5、1.75、2.0から定める。

ハ 高等学校長は、調査書点、学力検査点、各高等学校が募集単位ごとに実施した面接等の得点を合計し、その合計点を基に、調査書の記載事項も用いて総合的に審査し、選抜する。

なお、特色選抜の審査対象者は、合計点上位の者から、各高等学校が募集単位ごとに定めた範囲内の者とする。

範囲は、募集人数の120%から200%のうち、5%区切りで設定する。

また、調査書の「1 各教科の学習の記録」以外の記載事項については、これを選抜資料として十分活用するよう特に配慮することとし、副申書を除くその他の資料を選抜の資料に加える場合は、所属教育委員会教育長と事前に協議する。

(5) 第2志望の受験者の選抜については、原則として募集定員が満たされていない学科・コースにおいて、共通選抜の方法で行うこととする。

(6) 追試験を受験した者の選抜については、第一次募集に含めて行うこととする。

### 12 合格者の発表

合格者の発表は、3月14日（木）午後3時に各高等学校において行う。

高等学校長は、選抜の結果を第一次募集結果通知書（様式G）及び合格通知書（様式H）により中学校長に通知する。

### 13 合格者数等の報告

(1) 高等学校長は、合格者決定後、3月14日（木）正午までに合格者数等（募集単位別）を県教

育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあっては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に報告する。

- (2) 高等学校長は、**3月22日（金）**までに検査等の実施状況を県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に報告する。

なお、市立高等学校にあっては、所属教育委員会教育長にも報告する。

## 14 第一次募集出願の特例措置

- (1) 第一次募集の出願後、県内における一家転住により、やむを得ず出願先の変更を希望する者については、審査の上、特例として出願先の変更を認めることがある。この場合、次のイ及びロの関係書類を整え、既に出願している高等学校長に申請し、承認を受ける。

なお、書類の提出を郵送により行う場合は、簡易書留とし、封筒に「出願承認願在中」と朱書すること。

イ 宮城県公立高等学校出願承認願（県内の特例措置による出願者用）（様式K－1）

ロ 返信用封筒 1枚

長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、宛先等を明記したもの

- (2) 上記(1)の申請期間は**2月19日（月）**から**2月29日（木）**までとする（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）。申請受付時間は、午前9時から午後4時までとし、**2月29日（木）**は**午前11時**までとする（郵送する場合であっても、**2月29日（木）午前11時**までに必着のこと。）。

- (3) 宮城県公立高等学校出願承認書の交付

高等学校長は、宮城県公立高等学校出願承認願（県内の特例措置による出願者用）（様式K－1）を受理した場合には、出願審査委員会を設けるなどして、公正かつ適正な審査を行い、その理由がやむを得ないものであると認めた場合は、宮城県公立高等学校出願承認書（様式L）を交付する。

上記の審査が困難な場合は、高等学校長は、所属教育委員会教育長と協議を行う。

- (4) 特例措置の承認を受けた者は、上記(2)の申請期間内に志願高等学校に出願の手続きを済ませること（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）。出願受付時間は、午前9時から午後4時までとし、**2月29日（木）**は**正午**までとする（郵送する場合であっても、**2月29日（木）正午**までに必着のこと。）。

- (5) 高等学校長は、特例措置による宮城県公立高等学校出願承認書（様式L）を交付した者について**3月4日（月）**までに県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあっては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に報告する。

## 15 合格者の取扱い

第一次募集による合格者は、第二次募集及び通信制課程の選抜に出願できない。